

学校保健安全法施行規則第 18 条に規定される感染症

分類	感染症名	出席停止の期間
第1種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）	
中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）		
特定鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1およびH7N9であるもの。）		
第2種 ¹⁾	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により医師によって感染の恐れがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師によって感染の恐れがないと認められるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
第3種	コレラ	病状により医師によって感染の恐れがないと認められるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症	

1) 出席停止の期間は感染症により決まっている。ただし、病状により、医師が感染の恐れがないと認めた時は、この限りではない。

※感染症法で規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、規定にかかわらず第1種の感染症とみなす。

【第1種とは】特殊なもの。国内で生活する中での感染の心配はない。

【第2種とは】空気感染または飛沫感染するもので、学校において流行を広げる可能性が高い感染症。

【第3種とは】飛沫感染が主体ではないが、放置すれば学校で流行が広がってしまう可能性がある感染症。